
令和 8 年度集団指導

運営指導等における指摘事項等について

宮崎県指導監査・援護課

動画の内容

01

指導監査の概要

02

共通する
指摘事項

03

各サービスの
主な指摘事項
及び返還事例

04

最後に

指導監査の目的と3つのアプローチ

指導監査は、各サービス等の質の確保と給付の適正化を図るため、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき行っています。

集団指導

対象：全事業者

【役割】 情報伝達・共有

【目的】 制度改正等の周知、
不正や過失の未然防止

運営指導

対象：各事業所（原則実地）

【役割】 状況確認・個別支援

【目的】 法令や基準に沿って適切
に運営しているか確認

⇒改善措置や給付費返還を指導

！ 監査 ！

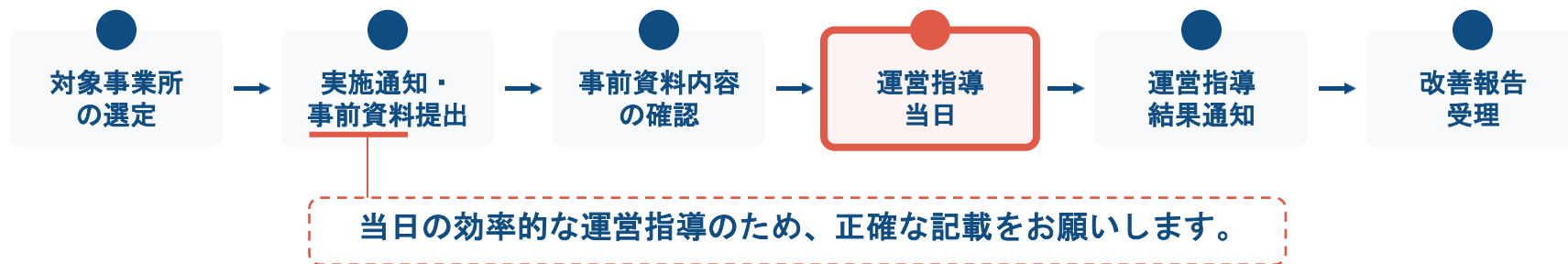
対象：重大な違反等の疑い
がある事業所

- ・ 著しい運営基準違反
- ・ 不正な報酬請求
- ・ 不正の手段による指定申請 等

⇒事実関係を調査、
場合によっては行政処分等

各サービスの質の向上とより良いケアの実現

運営指導の流れ



運営指導当日の主な確認内容（実地での聞き取り・書類確認）

- 人員・設備・運営の状況が基準を満たしているか、適正なサービス提供が行われているか確認します。
- 基本報酬や各種加算の請求が、関係法令および算定要件に沿って正しく行われているかを確認します。

※ 確認の結果、要件を満たしていないと判断された場合は、運営状況の改善や給付費等の返還を指導します。

令和7年度 運営指導の実施状況

令和7年度に宮崎県内で実施された障害者・障害児サービス事業所への運営指導の実施状況は以下のとおりです。

障害者サービス事業所

運営指導 実施件数

179事業所

文書指摘 件数

443件

障害児サービス事業所

運営指導 実施件数

83事業所

文書指摘 件数

331件

共通する指摘事項①：運営規程・重要事項説明書

運営規程

=

重要事項説明書

=

実態

1. 記載内容と実態の矛盾（多発事例）

運営規程・重要事項説明書・実態の不一致

特に以下の項目で不一致が多く見られます。

- 食費等の利用者負担額の記載内容の不一致
- 営業日・営業時間・サービス提供時間の不一致

2. 必須項目の記載漏れ & 変更届

規定項目の記載漏れに注意

特に以下の項目で未記載が多くあります。

【重要事項説明書】

- 第三者評価の実施状況の有無
- 事故発生時の対応方法 など

【重要】運営規程を変更した場合は、変更のあった日から10日以内に障がい福祉課へ届け出てください

共通する指摘事項②：個別支援計画の作成と記録

個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないと判断される場合、個別支援計画未作成減算の対象となります。適切に作成するとともに、各内容について実施したことが分かるように、記録を徹底してください。

1. 指摘の多い事例

- 少なくとも6月に1回、継続的なアセスメントを含むモニタリングを実施していない。
- 計画の原案を作成していない。
- 原案について意見を求める個別支援会議を開催していない。
- 個別支援会議に利用者が同席していない。
- 利用者の同意を得ていない（意思決定支援ガイドラインに即した支援をしていない）。

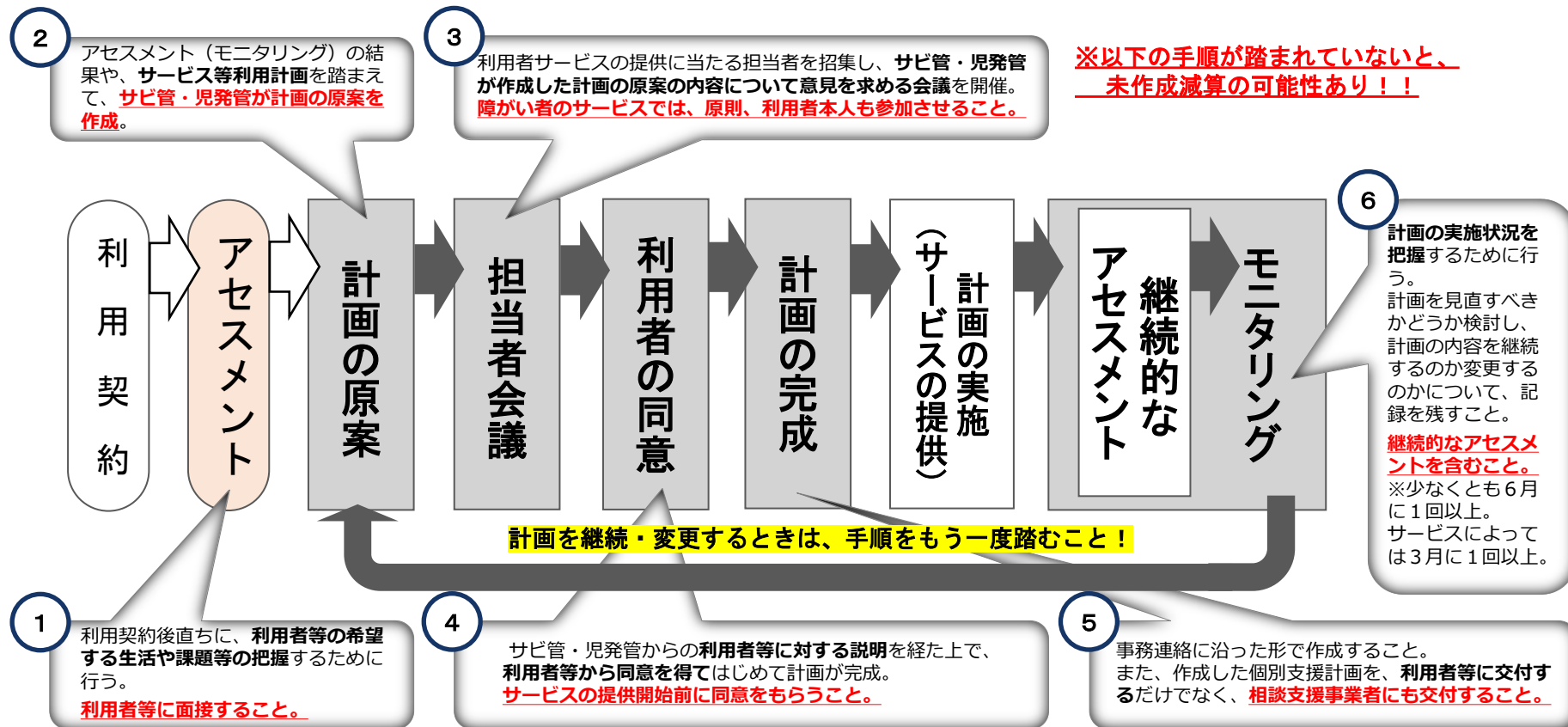
など

2. 記録の重要性について

「記録がない」＝「未実施」と判断する場合あり

- 実施した支援・会議の内容は、必ずその都度確実に書面やデータとして記録に残してください。
- 記録がなく、個別支援計画を適切に作成していることが確認できない場合、個別支援計画未作成減算が適用となる可能性があります

個別支援計画作成の主な流れ



個別支援計画の作成等にかかるチェック表について

対象サービス（者）：療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

（児）：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援

分類	状態	チェック箇所
アセスメント (第2項及び第3項)	事業所としてアセスメントを実施しているか。 (相談支援事業所が行ったアセスメントのみでは不可)	☐
	サビ管・児発管が実施しているか。	☐
	利用者等に面接して行っているか。	☐
	記録しているか。(記録に実施日・実施者を記載しているか)	☐
原案の作成 (第4項)	サビ管・児発管が作成しているか。	☐
	計画が作成されているか。(計画書に作成日・作成者を記載しているか)	☐
	相談支援事業所が作成する最新のサービス等利用計画を踏まえて、計画を作成しているか。	☐
担当者会議 (第5項)	サビ管・児発管が開催しているか。	☐
	計画の原案の内容について、意見を求めた場となっているか。	☐
	事業所でサービスの提供に当たる担当者が出席しているか。	☐
	記録しているか。(記録に実施日・出席者を記載しているか)	☐
説明・同意 (第6項)	サビ管・児発管が説明を行っているか。	☐
	「同意日」「同意署名」等を利用者等に記載してもらっているか。	☐
	サービスの提供開始前に同意を得ているか。	☐
交付 (第7項)	利用者に交付しているか。	☐
モニタリング (第8項及び第9項)	サビ管・児発管が実施しているか。	☐
	計画の実施状況(目標の達成度の評価)を行っているか。	☐
	継続的なアセスメントを含めて実施しているか。 (記録しているか。実施日・実施者を記載しているか。)	☐
	計画を見直すべきかどうかの検討結果(継続又は変更)を記載しているか。	☐
	モニタリングの頻度を守っているか。(3月又は6月に1回以上)	☐
	利用者等に面接して行っているか。	☐
	記録しているか。(実施日・実施者を記載しているか。)	☐
計画の作成にかかる一連の業務	(継続的なアセスメントを含む) モニタリング⇒原案の作成⇒個別支援会議⇒利用者等への説明及び同意⇒交付⇒…という流れになっているか。	☐

該当するサービスの条項及び解釈通知にてご確認ください。

【参考】

療養介護：第58条
生活介護：第93条準用する第58条
施設入所支援：第23条
自立訓練（機能訓練・生活訓練）：
第162条を準用する第58条又は第171条を準用する第58条
就労移行支援：第177条を準用する第58条
就労継続支援（A型・B型）：
第187条を準用する第58条又は第202条を準用する第58条
就労定着支援：第206条の12を準用する第58条
自立生活援助：第206条の20を準用する第58条
共同生活援助：第213条を準用する第58条

障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令171号）

障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令172号）

児童発達支援：第27条

放課後等デイサービス：第71条を準用する第27条
居宅訪問型児童発達支援：第71条の14を準用する第27条
保育所等訪問支援：第79条を準用する第27条
障害児入所支援：第21条（指定福祉型障害児入所施設）
第57条を準用する第21条（指定医療型障害児入所施設）

障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令15号）
障害児入所施設等
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令16号）

共通する指摘事項③：令和３年４月制度改正等に係る義務化項目

以下の事項はすべて義務化されています。

対象事項	指針、計画の整備等	実施が必要な研修・訓練等	未実施時の減算
感染症対策	指針の整備	<u>定期的な委員会の開催</u> 従業員に対する委員会の結果の周知徹底 従業員に対する定期的な研修・訓練	減算の適用はないが、 最も指摘が多い項目
業務継続計画 (BCP)	計画の策定 定期的な見直し・変更	研修及び訓練の定期実施	基本報酬減算
身体拘束等の適正化	指針の整備	定期的な委員会の開催 従業員に対する委員会の結果の周知徹底 従業員に対する定期的な研修	基本報酬減算
虐待防止	措置を実施するための担当者の設置	定期的な委員会の開催 従業員に対する委員会の結果の周知徹底 従業員に対する定期的な研修	基本報酬減算

※虐待・身体拘束等の事例がない事業所も、上記の措置を行う必要があります。

No	名称	委員会	研修	訓練	備考
1	障がい者虐待防止・権利擁護(県)	—	2～3年に1回以上	—	
2	障がい者虐待防止・権利擁護(事業所)	—	年1回以上	—	「No.8」と一体的に実施しても差し支えない
3	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止	備考欄参照	備考欄参照	備考欄参照	「委員会」…6月に1回以上 「研修・訓練」…年1回以上 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 地域定着支援 自立生活援助 地域移行支援 就労定着支援 「委員会」…3月に1回以上 「研修・訓練」…年2回以上 療養介護 生活介護 短期入所 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 障害者支援施設 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
4	業務継続計画(非常災害)	—	年1回以上	年1回以上	} 障害者支援施設のみ研修・訓練 年2回以上 「No.3」と一体的に実施しても差し支えないが、 業務継続計画の内容を含めること
5	業務継続計画(感染症)	—	年1回以上	年1回以上	
6	非常災害対策	—	—	定期的な実施	
7	身体拘束等の禁止	年1回以上	年1回以上	—	
8	虐待防止	年1回以上	年1回以上	—	

その他の義務

サービスによっては、以下の項目についても「義務」とされています。

- **業務管理体制の届出**
業務管理体制の整備を図るとともに、管轄の行政庁へ届出を行う
- **ハラスメント防止措置**
方針の明確化、相談窓口の設置、従業者に対する周知・啓発等
- **障害福祉サービス等情報公表システムでの情報公開 & 経営情報の報告** ※未公表時の減算あり
サービス等の内容等をWAMネットで公表&経営情報について県へ報告
- **非常災害対策計画**（訪問系・相談系サービスを除く）
避難訓練の定期実施を含む計画策定
- **安全計画**（主に障害児サービス）
事故防止や安全確保に係る「年間スケジュール」策定等
- **事業所の支援プログラム**（主に障害児サービス） ※未公表時の減算あり
事業所における支援の内容を示すプログラムの作成及び公表
- **質の評価及び改善内容の公表**（主に障害児サービス） ※未公表時の減算あり
従業者による自己評価、利用する障害児の保護者による評価及びインターネットでの公表

※その他、基準等をご確認ください。

サービス別指摘事項：訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）における主な指摘事項です。

主な指摘事項

- ・ 個別支援計画について、サービスの提供日時、所要時間、内容がサービス等利用計画と異なっている。
- ・ 原則として病院等のスタッフにより対応されるべきものとされている院内介助について、個別支援計画への位置付けが不十分。
- ・ 通院等介助について、実績時間数が明確ではない。
- ・ サービスの提供の記録について、利用者から受ける確認を、サービスの提供の都度受けていることが確認できない。

返還事例

（居宅介護サービス費について）

居宅介護において、日中にサービスを提供したもので、夜間にサービスを行った場合の加算を算定している事例。

※これ以外にも指摘事項がありますので、自己点検をお願いします。

サービス別指摘事項：日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、短期入所、療養介護）における主な指摘事項です。

主な指摘事項

- ・定員を超えた利用者の受入れが常態化している。
- ・個別支援計画にサービス提供を行うのに要する標準的な時間の位置づけがない。

返還事例

（サービス費について）

- ・職員会議でサービス提供時間が短くなっている、土曜日で開所時間が短くなっているにも関わらず、個別支援計画に定められた標準的な時間で報酬を算定していた。
- ・多機能型事業所において、複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員としてサービス費を算定することとなっているが、生活介護の利用定員である10名で報酬を算定し請求していた。

（送迎加算について）

加算の要件である1回の送迎につき、平均10人以上が利用することが、満たされていなかった。

（食事提供加算について）

加算の算定要件である「体重又はBMIをおおむね6月に1回記録」をしていなかった。

※これ以外にも指摘事項がありますので、自己点検をお願いします。

サービス別指摘事項：居住支援系サービス

居住支援系サービス（自立生活援助、共同生活援助）における主な指摘事項です。

主な指摘事項

- ・ 預り金等の管理について、利用者の預金通帳と印鑑の管理責任者が同じである、入出金依頼書等の提出を受けずに入出金の処理をしている、収支状況を報告していないなどの不適切な状態があった。

返還事例

（サービス管理責任者欠如減算について）
サービス管理責任者が1以上配置されていなかった。

（サービス費、各種加算について）
利用者が入院や外泊をしている等によりサービスを提供していないにも関わらず、サービス費及び各種加算を算定していた。

※これ以外にも指摘事項がありますので、自己点検をお願いします。

サービス別指摘事項：訓練系・就労系サービス

訓練系・就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援等）における主な指摘事項です。

主な指摘事項

- ・施設外就労について運営規程に位置付けられていない、施設外就労を行う利用者について事前に個別支援計画に規定していない。
- ・生産活動の収入から経費を控除した額が、利用者に支払った工賃の総額を下回っている。
- ・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が工賃として支払われていない。
- ・サービスの提供の記録について、サービス提供日、内容等について記録していない、利用者から確認を受けていない。

返還事例

（各種加算について）

送迎加算、目標工賃達成指導員配置加算、欠席時対応加算等について、算定要件を満たしていないにも関わらず算定していた。

（食事提供加算について）

算定要件のうち、利用者毎の摂取量の記録がなかった。

※これ以外にも指摘事項がありますので、自己点検をお願いします。

サービス別指摘事項：障害児サービス

障害児サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）における主な指摘事項です。

主な指摘事項

- ・定員を超えた利用児童の受け入れが常態化（月4日以上、3か月間継続）している。
- ・児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者など、基準上置くべき員数を満たしていない日がある。
- ・延長支援、入浴支援などのサービスを提供するにあたって、あらかじめ個別支援計画に位置づけられていない。
- ・（保育所等訪問支援について）勤務表を作成していない。

返還事例

- （サービス提供職員欠如減算について）
- ・児童指導員や保育士、看護職員等等、基準上置くべき員数を満たしていない日が月4日以上あった。
- （各種加算について）
- ・児童指導員等加配加算等の加配加算、専門的支援体制加算等の各種加算について、算定に必要な人員を満たしていないにも関わらず算定していた。
 - ・延長支援加算について、3時間（休校日は5時間）を超えていないにも関わらず算定していた。
 - ・家族支援加算、子育てサポート加算、関係機関連携加算など、算定要件を満たさないにも関わらず算定していた。

※これ以外にも指摘事項がありますので、自己点検をお願いします。

日頃からの確認と自己点検について（お願い）

サービスの質の向上やより良いケアの実現に向けて、日頃から以下の内容について取り組みをお願いします。

1. 日頃からの法令・基準等の確認

質の高いサービスの基盤となるルール遵守

日々の忙しい業務の中でも、提供するサービスが常に最新の法令や各種基準に適合しているかを確認する姿勢が重要です。

- 常に最新の改正情報や通知、手引きを手元に備え、曖昧な点はそのままにせず、都度確認する習慣を確立してください。
- 「これまでのやり方」に固執せず、常に根拠（法令・基準）に立ち返る意識を持つことが、重大なミスや違反の防止に繋がります。

2. 事業所運営における「自己点検」

自律的な運営体制の構築と課題の早期発見

指導監査を待つのではなく、事業所自らが主体となって定期的に自己点検を実施し、運営の適正化を図ることが強く求められます。

- 「自己点検表」等を積極的に活用し、人員配置、設備、運営、報酬請求の各項目を確認してください。
- 点検で発見された不備や課題については、直ちに対策を講じて改善し、常にサービス品質の向上に努めてください。